

一般競争入札（条件付）の公告

尾花沢市建設工事等一般競争入札（条件付）の公告

建設工事等一般競争入札（条件付）を下記のとおり実施するので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 6 及び尾花沢市契約に関する規則（昭和 56 年規則第 7 号）第 4 条の規定に基づき公告する。

令和 7 年 7 月 10 日

尾花沢市長 結 城 裕

1 入札の場所及び日時

- (1) 場 所 尾花沢市役所 3 階 防災研修室 2
- (2) 日 時 令和 7 年 8 月 7 日（木） 13 時 30 分

2 入札に付する事項

- (1) 工 事 名 令和 7 年度 市道Ⅲ-138 号線舗装補修工事
- (2) 工事の場所 尾花沢市 大字尾花沢 地内
- (3) 工事の概要 舗装補修（路上路盤再生工）を行う。
- (4) 工 期 契約の日から令和 7 年 12 月 26 日まで
- (5) 予定価格 事後公表

3 入札参加者の資格

次に掲げる要件を全て満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しない者であること。
- (2) 尾花沢市契約に関する規則（昭和 56 年規則第 7 号）第 14 条第 2 項の規定による令和 7 年・8 年度競争入札参加資格者名簿に登載された者であること。
- (3) 尾花沢市建設工事入札参加資格の舗装工事において A 等級に格付けされていること。
- (4) 尾花沢市内に本店を有する者であること。
- (5) 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 3 条第 6 項の規定による特定建設業又は一般建設業（工種：舗装工事）の許可を受けた者であること。
- (6) 次に掲げる要件を満たす主任技術者又は監理技術者を、対象工事の実工期中に配置するとともに、現場代理人を常駐で配置すること。なお、現場代理人と、主任技術者又は監理技術者若とは兼務できるものであること。

ア 主任技術者は、2 級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有すること。

監理技術者は、1 級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有すること。

イ 健康保険及び厚生年金保険に加入していること。ただし、個人事業所でかつ従業員が 4 人以下であるため等により適用が除外される場合を除く。

ウ 監理技術者等は所属する建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係であり、入札の申込のあった日以前に3ヶ月以上の雇用関係にあること。

(7) 尾花沢市建設工事等請負業者指名停止要綱（平成15年訓令第22号）に基づく指名停止措置を受けていないこと。

(8) 尾花沢市建設工事等請負契約約款第49条第1項第11号の規定に該当しないこと。

(9) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更正手続き開始の申立てをした者若しくは申立てをなされた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続き開始の申立てをした者若しくは申立てをなされた者でないこと。

(10) 市税を滞納していない者であること。

(11) この入札で落札した者は、同日の他の入札参加資格を失効するものとする。

4 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び契約に関する事務を担当する課等

尾花沢市若葉町一丁目2番3号

尾花沢市役所 建設課 工務係

電話番号 0237-22-1111 内線285

5 入札参加資格の確認等

入札参加者は、尾花沢市建設工事等一般競争入札（条件付）参加資格確認申請書（別記様式第3号）に必要な書類を添付し、次に掲げる日時及び場所に持参するものとする。

(1) 受付期間 令和7年7月10日（木）から令和7年7月17日（木）まで
（尾花沢市の休日を定める条例（平成2年条例第17号）に規定する市の休日を除く。）

(2) 受付時間 9時から17時まで（正午から13時までを除く。）

(3) 受付場所 尾花沢市財政課 財産管理係

6 入札保証金及び契約保証金等

(1) 入札保証金 免除する。

(2) 契約保証金 尾花沢市契約に関する規則23条の規定に基づく尾花沢市建設工事請負契約約款第4条による保証（保証金額は、契約金額の10分の1以上の額）を付すこと。

7 その他

(1) 入札参加者に必要な資格のない者の入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(2) 入札参加者は、積算内訳書を入札時に提出すること。

(3) 入札は3回までとする。

(4) 詳細については、入札説明書による。